

お知らせ



平成23年6月30日

資料提供先：鳥取県政記者クラブ

国土交通省と若桜町との間で行う「災害時の 情報交換に関する協定」の締結についてお知らせします

国土交通省中国地方整備局長と若桜町長は、若桜町内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の情報交換について、下記のとおり協定書を締結します。

この締結は、鳥取県内では7市町（7月4日時点、予定を含む）で実施済みです。

開催日時 平成23年7月5日（火） 13時30分

場所 若桜町役場 2階第1会議室

出席者 若桜町長 小林 昌司
中国地方整備局長 福田 功
(代理) 鳥取河川国道事務所長 田中 衛

協定書の内容 別紙のとおり

※報道機関の皆様には公開で実施します（撮影は可能です）。

問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

TEL (0857) 22-8435 (代)

FAX (0857) 29-1819

副所長(河川) いぬやま ただし
犬山 正

副所長(道路) かくだ しんいち
角田 真一

【担当】河川管理課 くにもと ちかのり
國本 哉智

災害時における情報交換に関する協定書の概要

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という。)と若桜町長(以下「乙」という。)は、若桜町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、若桜町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(現地情報連絡員の派遣)

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、若桜町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(平常時の連携)

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

【参考：県内自治体の協定締結状況（予定含む）】

6月14日 鳥取市、倉吉市

6月28日 境港市

6月30日 米子市

7月1日 三朝町、伯耆町

7月4日 大山町

7月5日 若桜町、八頭町、琴浦町、湯梨浜町

①「災害時における情報交換に関する協定」の締結について

○目的

- ① 災害発生時等（災害が発生又は発生のおそれ）の初動段階から中国地整と自治体が緊密な情報交換が行えるように、あらかじめ相互に必要な体制を整えることが目的。
- ② 従前の仕組み（中国地整の内規：中国地方整備局現地情報連絡員派遣要領）でも、中国地整から管内の地方自治体(県及び市町村)へのリエゾン派遣は可能であるが、この協定を結ぶことで、災害発生時等の応急対策がより一層迅速かつ円滑に実施できるようになる。

【参考】平成19年8月22日～23日豪雨による土砂災害(若桜町)

